

川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 9 号

川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長の職務代理に関する規則の一部  
を改正する規則

(川崎市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 川崎市副市長事務分担規則（平成15年川崎市規則第16号）の一部  
を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

副市長	分 担 事 務
三田村副市長	健康福祉局、こども未来局、会計室、病院局及び消防局に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会に関する事務
白鳥副市長	市民文化局、経済労働局、環境局、区役所及び市民オンブズマン事務局に属する事務並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務
八尾副市長	まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局及び交通局に属する事務

第2条に次の1項を加える。

3 臨海部国際戦略本部に属する事務は、白鳥副市長及び八尾副市長の所管とする。

第3条第1項中「前条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

(川崎市長の職務代理に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市長の職務代理に関する規則（平成15年川崎市規則第17号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中

「第1順位 副市長 加藤順一

第2順位 副市長 藤倉茂起

第3順位 副市長 三田村有也」

を

「第1順位 副市長 三田村有也

第2順位 副市長 白鳥滋之

第3順位 副市長 八尾光洋 」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。